

麻布地区地域情報紙について

1 名称

麻布地区地域情報紙「ザ・AZABU」

※麻布地区は、麻布地区総合支所管内（麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木、麻布台、麻布十番、東麻布）をいう。

2 発行責任

港区麻布地区総合支所協働推進課

3 著作権

麻布地区地域情報紙の著作権は区に帰属します。

4 発行ページ、発行回数、配付方法

(1) 発行ページ

8ページ

(2) 発行回数

年4回

(3) 配付方法

麻布地区内の家庭に個別配付するほか、麻布地区内の区有施設の窓口・東京メトロの駅に置きます。

5 編集

区民参画組織「麻布を語る会」「地域情報の発信分科会」委員
港区麻布地区総合支所協働推進課

6 編集委員

(1) 任期

当該年度内

※ただし、入退会の時期は自由とし、再任を妨げません。

(2) 編集委員の中から年度毎に編集長と副編集長を選出します。

※共に再任を妨げません。

7 編集会議

編集会議は、編集委員と区職員で構成します。編集会議は、地域情報紙の取材及び編集に関し、意見交換や調整を行い、取りまとめる場とします。

8 港区の地域情報紙の基本方針

(1) 地域に貢献し又は地域で地道な活動をする人たち、地域に伝えられてきた歴史、伝統、文化等の地域資源を発掘し、紹介することにより、地域の人々に地域の情報を共有してもらいます。

(2) 地域情報紙の記事を通して、地域の人々にまちの魅力の再発見を促し、まちに対す

る愛着を深めてもらうとともに、改めて地域への関心を高めてもらいます。

9 麻布地区地域情報紙のコンセプト

港区の地域情報紙の基本方針を踏まえ、「地域の情報を幅広く取り上げ」、「多くの人に参加していただきながら」、「誰にでもわかりやすいテーマで」読みやすい紙面を作成します。

10 掲載記事の取材・編集にあたってのルール

(1) 記事の企画

ア 私的な内容や専門的分野に偏ることのないよう配慮します。

イ 掲載する記事のテーマ（取材先等）は、原則として編集会議を経て決定します。

(2) 取材・編集

ア 多くの人にかかわっていただけるよう、記事は複数で担当し執筆します。（編集委員が単独で同一コンテンツの執筆を連続することは控えます。）

イ 記事の作成にあたっては、原則として取材を行うものとします。人物を取材する場合は、港区内を基本とし、内容について誤解や思い込みを防ぐため、原則2名以上で行います。

ウ 資料を掲載する場合は、国内所蔵の資料とします。

エ 以下に掲げる情報は掲載しません。

（ア）特定の個人、企業等の営利目的、宗教活動、選挙活動に関するもの、記事に関する責任の所在又は内容が不明確なもの、記事の執筆者主義又は主張に当たるもの、公序良俗に反するもの、その他区が地域情報紙への掲載が不相当と考えるもの。

（イ）取材・編集にあたっては関係法令（著作権、肖像権等）を遵守します。

（ウ）掲載にあたり、作成した記事は、区（協働推進課）が内容を確認し、必要に応じて修正します。

(3) 個人情報

ア 個人情報は許諾を得たものに限りとし、必要最低限とします。

イ 地域情報紙の発行に関し、区職員に準じて、「港区個人情報保護条例」を遵守するものとします。「地域情報の発信分科会」委員を退会した後も同様とします。

ウ 地域情報紙の取材等により取得した個人情報、写真等（以下「個人情報等」という。）は、区（協働推進課）の許可なく二次利用をしません。取材等により取得した個人情報等で地域情報紙に掲載されなかったものも同様とします。

11 地域情報紙作成にかかわる経費

(1) 取材費、交通費は支給しません。

(2) 取材対象者への謝礼はありません。区（協働推進課）が粗品を用意します。

(3) 資料の借用で、著作権料など費用が発生するものは使用しません。

(4) 取材に伴い、相手方への資料の送付などで郵送料がかかる場合は、内容を確認の上、区から郵送します。

12 最終決定

地域情報紙に関することは、区（協働推進課）が最終決定します。